

## ■学校経営のポイント

### 移行措置、そして新教育課程への展望

小島 宏

移行措置は、新学習指導要領の円滑な全面实施のための調整である。このことを念頭に置いて、平成32年度(中学校平成33年度)の新教育課程の編成を展望しつつ移行措置を進めるようにしたい。

#### 移行措置の組織的な実施

まず、文科省HPの「移行措置関連資料」のページに記載されている各文書(移行措置通知、学教法施規の改正省令、小中特例告示、移行措置の概要)、各教育委員会の基本方針などを、学校として確認し、共通理解する必要がある。

その上で、教務主任を中心として、各学年、各教科等での確に移行措置を進めるようにする。

#### 学校教育目標の検討

次に取り組むべきことは、新教育課程の編成を見越して、学校・児童生徒、保護者・地域の実態、学校評価の結果(継続事項、改善事項と方策、廃止事項、新規導入事項など)を活用して、学校の教育目標を確認し、必要に応じて改訂することである。

その際、社会に開かれた教育課程を意識し、学校の主体性のもとに、学校だけではなく児童生徒、保護者・地域などの願いや意見などを合理的な範囲で取り入れるように工夫することが求められる。このことによって、学校の教育目標が広く共有され、その実現に協力が得られるようになるからである。

#### 全体計画の作成

また、新教育課程の編成の基盤となる全体計画の作成についても校務分掌の役割分担に基づいて、その骨格を検討する。具体的には、学校としての理念(基本方針)、目標・内容、組織、方法などについて徐々に明確にしていきたい。

具体的には、学校の道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間などの全体計画について検討する。

また、学校独自に、生徒指導、キャリア教育(進路指導)、いじめの指導と対応、情報教育、外国語教育、安全教育などを作成して、学校全体を俯瞰し一貫的な指導を進めることも重要である。

#### 各教科等の指導計画の作成

また、各教科等の指導計画の作成についても、現行のものを見直し、様式や内容などを検討し、新教科書が手に入り次第取り組めるようにしておく。その際、各学年や各教科等の関連を図り、教科横断的な指導ができるようにする発想も必要である。できれば、系統性(どこからきて、ここで何を学び、どこへ発展していく)を明確に位置付けたい。

なお、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動については、直ちにに取り組むことが可能である。

#### 授業づくりと時間割編成

当たり前のことであるが、移行措置に振り回されることなく、「児童生徒に育むべき資質・能力」の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現などを目指した授業づくりについても、校内研究・研修などを通して地道に追究していきたい。

また、授業時数を確保し、児童生徒の「学習活動の充実」、即ち「質の高い教育の保障」をするために、発達段階や学習活動、生活リズム等に配慮した時間割編成を工夫したい。

さらに、この期間に限ることなく、いじめの指導と対応、不登校への対応や配慮、海外から(帰国、来日)の児童生徒の指導や支援、特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮、危機管理など教育的諸課題への対応も、校務分掌の役割に応じて検討し着実に実行したい。その際、「困っている子」の困っていることへの対応・配慮に視点を当てたい。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会理事長)

●新学習指導要領にスムーズにつながるための移行措置のポイントが一目でわかる!

〈小学校〉〈中学校〉 全面実施につながる **移行措置実践ガイド**

【監修】天笠茂 【編集】新教育課程実践研究会 B5判/小学校:128頁、中学校:116頁/定価(本体1,800)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

